

業務説明資料

1 総則

- (1) 件名 市民の脱炭素行動推進に向けた区連携企画支援及びウェブサイト制作等業務委託
- (2) 履行期限
契約締結した日から令和8年3月31日（火）まで
- (3) 履行場所
 - ・横浜市役所及び受託者社内
 - ・委託者の指定する区内のイベント会場および実施区役所
 - ・その他横浜市が指定する場所
- (4) 業務委託費用
業務委託費用は 10,000 千円（税込）を限度とする。

2 用語の説明

- (1) 横浜市脱炭素・環境施策統一スローガン「YOKOHAMA GO GREEN」
2050年の脱炭素社会の実現に向け、市と市民・事業者の皆様が一丸となって、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉として、策定。「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があり、脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンとして設定し、「環境に優しい行動」を推進する。
(参考 URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/ra/YGG.html>)
- (2) (仮)「YOKOHAMA GO GREEN 10Action」(以下、「10Action」という。)
 - (1) のスローガンのもと、市民・事業者の皆様と一緒に行動する具体的な行動例を指す。
具体的な行動例の現行案は、以下のとおり。

自宅の節電・省エネ	徒歩、自転車、公共交通機関ででかける
横浜野菜・果物を選んで購入する	長距離の輸送・移動を考える
食品ロスを減らす	リデュース・リユース・リサイクル推進
自宅を再エネ・省エネハウスに	次世代自動車を利用する
環境に優しい製品・サービスを選択する	地域の環境や生き物を守る活動をする

- (3) 横浜市脱炭素応援キャラクター 「バクバク」(以下、「キャラクター」という。)
主に子どもたちへの普及啓発に活用するため、制作したキャラクター。
(参考 URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/ra/bakubaku.html>)
- (4) 区内における既存のイベント(以下、「既存イベント」という。)
従前より各区で行われている区民まつり、スポーツチームとの連携イベント、環境関連イベントなどを想定している。

3 業務の背景・目的

- (1) 背景
横浜市の 2022(令和4)年度のCO₂排出量のうち、家庭部門からの排出が約3割を占め、国の部門

別の排出構成比と比較すると、家庭部門の占める割合が大きくなっている。

そのため、市民の皆様一人ひとりが脱炭素を自分事と捉え、脱炭素ライフスタイルを実践することが必要である。

横浜市では、「YOKOHAMA GO GREEN」を掲げ、「10Action」において具体的な行動例を明示する予定であるが、行動例を示すだけでなく、より行動実践に移していただけるよう、身近な場所でそれらの行動を実践できる機会の創出が必要と考えている。さらに、その行動の効果が見える化し、市民の皆様の実感いただくことで、さらなる行動への促進に繋げていくことも重要であると考えている。

(2) 目的

- ・区内で実施する既存イベントにおいて、「10Action」の実践に繋がる企画を実装することにより、市民の脱炭素ライフスタイルへの行動変容のきっかけとすること。
- ・参加後の事後広報により、自分たちの取組結果を数値等で見える化することで、取組の効果を実感し、更なる行動への促進につなげること。

4 業務実施体制

(1) 統括担当の設置

業務全体の統括及び委託者等との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置し、委託者に報告すること。

(2) 実施体制

統括担当は、各業務における担当者を設置し、委託者に報告するとともに、担当者との連絡体制を示すこと。また、担当者を含む、関係者との打合せを適宜設定し、必要に応じて、議事録を作成すること。

(3) 全体のスケジュール管理

統括担当は契約後すみやかに本業務に係る全体スケジュールを委託者に提示し、承認を受けること。

(4) 留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を作ること。また、委託者からの求めがあった際には、速やかに報告できるようにすること。

5 業務概要

- (1) 個人の二酸化炭素炭素排出量を計測することができるシステムの提供及び当該計測データの提供
- (2) 既存イベントにおける脱炭素行動の実践につながる企画の立案・実装支援
- (3) 広報ウェブサイトの構築
- (4) 広報ウェブサイトの運用・保守

6 業務内容

- (1) 個人の二酸化炭素排出量 (CO₂) を計測することができるシステムの提供及び当該計測データの提供
ア 内容

個人が日常生活の中で排出している CO₂ 計測 (簡易的計測) できるシステムを提供し、その計測結果を委託者に提供すること。

イ 仕様

- ・ 参加者が、自身のスマートフォン等を用いて計測できるものであること
- ・ 当該システムは、既存イベントの行われる会場や環境講座等において利用することを想定し、計測に必要な設問数は及び質問内容は、参加者が事前に準備することなく回答できるよう、平易なものを使用すること。なお、子ども（小学生～高校生程度）が参加者となる場合においては、保護者等の大人が支援しながら、回答することを想定している。
- ・ 原則、個人情報を取り扱わないこと
- ・ イベント実施後、当該システムを用いて計測した人数、個人の計測結果、当該イベント全体における計測結果の合計、平均 CO₂ 排出量等のデータを委託者に提供すること。なお、当該システムを用いて計測した人数や、イベント全体における計測結果の合計等については、(3)にて構築するホームページに掲載することとする。
- ・ 計測結果の数値にかかる根拠等については、あらかじめ、受託者において確認及び委託者に説明すること。

ウ 想定利用回数

市及び 18 区で実施する既存イベント 約 20 回程度

エ その他

- ・ 新たにシステムまたはウェブサイトを構築する場合は、原則、6 (4) 及び 7 に規定するセキュリティ要件を準用する。
- ・ イベント会場における機材の貸し出しや、対応者の派遣が必要なシステムの場合は、それらにかかる費用は業務費用に含めること。なお、機材の貸し出しや、対応者の派遣が不要な場合であっても、イベント会場における円滑な実施ができるよう必要なマニュアルなどを用意すること。

(2) 既存イベントにおける脱炭素行動の実践につながる企画の立案・実装支援

ア 内容

市内各区において行われる既存イベントにおいて、当該主催者及び実施区と連携し、「10Action」に記載の行動を実践する企画の立案を支援すること。

イ 実施回数

市及び 18 区で実施する既存イベント 3～4 回程度

(※現時点でのイベント予定日は 8 月下旬、10 月上旬及び中旬の計 3 回)

ウ 留意事項

- ・ 各イベントにおいて、「10Action」のうち、実施する行動例を定め、企画立案をすること。
- ・ 企画のメインターゲットは、未就園児（特に年長児）から小中学生程度の子どもたちが参加しやすいものとし、無償で参加できる企画であること。
- ・ その企画の実施による CO₂ 削減量を算出すること。
- ・ 企画の立案にあたっては、既存イベントごとに主催者が異なるため、当該主催者及び実施区に対し、課題や要望をヒアリングし、既存イベントごとに企画を立案すること。また、各既存イベントで、すでに行われている環境の取組と連携できる場合は、その取組を活用した企画を立

案すること。

- ・ 各イベントの開催周知や会場で配布する会場図等の広報物については、原則、イベントの主催者が制作を行う。ただし、企画において設置するブースや、企画に必要な制作物にかかる経費については、業務費用に含めることとする。
- ・ 企画の立案にあたり、(1)に記載したシステムの参加促進にもつなげる企画を提案すること。
- ・ 当該企画実施後、企画における参加者数及びCO₂削減量を、(3)に記載する広報サイトに掲載すること。

(3) 広報ウェブサイトの構築

「YOKOHAMA GO GREEN」及び「10Action」の普及啓発及び企画参加に伴うCO₂の削減効果を分かりやすく伝えることを目的に、各企画における参加人数やCO₂削減量を掲載した広報ウェブサイトを構築する。ただし、より効果的な提案がある場合はこの限りではない。その場合は委託者と協議し、構築内容を決定すること。

ア サイトデザイン

- ・ 業務目的、訴求するターゲット層をふまえたデザインを委託者と協議し、開発初期段階で複数パターン（最低で3パターン以上）のデザイン案を提案すること。デザインの提案時期については、別途協議の上決定する。
- ・ デザインにあたっては、委託者が提供する「YOKOHAMA GO GREEN」ロゴデータや、キャラクターデータを活用すること。
- ・ 制作に必要な素材（画像やイラスト等含む）の用意は受託者が行うこととし、それらにかかる費用は業務費用に含めること。

イ コンテンツ・機能

コンテンツ・機能については次の各号に定めるものを基本とし、要件定義・開発段階における委託者からの追加項目及び受託者らの提案内容を盛り込み、適宜委託者と協議しながら決定、制作すること。

(ア) トップページ

(イ) 「YOKOHAMA GO GREEN」及び「YOKOHAMA GO GREEN 10Action」の紹介及び具体的な行動例

(ロ) 各企画における参加人数やCO₂削減量

(ハ) 横浜市脱炭素ポータル等関連サイトへのリンク

ウ 言語

日本語で制作

エ 閲覧環境

パソコン用ウェブページと同等の内容で、スマートフォンやタブレット端末等のデバイスでも情報をスムーズに取得できるように、デバイスに応じて横スクロールなく快適に利用できるよう調整したレスポンスデザインとすること。具体的には、次に示すブラウザ環境での閲覧を想定すること。

(ア) パソコン

Windows 版 Microsoft Edge、Google Chrome、Mozilla Firefox、macOS 版 Safari それぞれ

の最新版

(イ) スマートフォン

iPhone 版 safari 及び Android 搭載スマートフォンの標準ブラウザ (Google Chrome) それぞれの最新版

(ウ) タブレット端末

iPad 版 safari 及び Android 搭載タブレットの標準ブラウザ (Google Chrome) それぞれの最新版

オ 動作確認等

デザイン確定前の段階で、テスト環境上にプレビュー画面を作成すること。

また、本番運用環境での各種設定作業の後、デザイン、コンテンツ及びユーザビリティ等を確認するため、市職員の利用環境において正常に動作することを確認すること。

カ その他

(ア) 構築するウェブサイトの設計書を提出すること。

(イ) サーバー環境を構築する場合、本ウェブサーバーの構成要素を一覧化して提出すること。

なお、公開画面と管理画面を別のサーバーで管理する場合、それぞれについて提出すること。

(ウ) 構築したウェブサイトは、リンクチェック、アクセシビリティチェック (画像の代替テキストのチェックを含む)、HTML エラーチェック、ブラウザチェックを行い、検証結果一式の資料を提出の上、公開前に必ず委託者の了解を得ること。

(エ) 構築したウェブサイトの運用保守業者が別の事業者になった場合でも容易に運用保守ができるよう設計し、構築すること。

(4) 広報ウェブサイトの運用・保守

ア セキュリティ

「Web ページ作成基準」、「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」及び「Web アプリケーションの作成基準」を準拠し、7に規定するセキュリティ要件を満たすこと。

イ ウイルス感染等の防止措置

ウェブサーバー環境の OS やソフトウェア等については、常に最新バージョンを維持し、ウイルス感染やサーバーへの攻撃等を防止すること。また、定期的にウイルスチェックを行い、ウイルスを発見した場合は、委託者へ報告の上、速やかに駆除すること。

ウ サーバー

サーバー、サーバー証明書は受託者が用意し、物理的サーバー機器の設置場所は日本国内とする。

エ 使用ドメイン名

(ア) ウェブサイトは、横浜市のドメイン名である city.yokohama.lg.jp のサブドメイン名を利用すること。

(イ) city.yokohama.lg.jp のサブドメインを利用するにはデジタル統括本部 DX 基盤課に DNS 登録依頼を提出する必要があるため、その申請内容を作成すること。

(ウ) なお、以下のサービスの利用にあたっては注意が必要である。

・エックスサーバー

エックスサーバー上で「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインを登録できるのは1アカウントのみであり、市ではエックスサーバーを利用したWebサイトが既に開設済みであり、これから利用する場合はcity.yokohama.lg.jpのサブドメインを利用できない。この事象が解消していることを証明できない限りエックスサーバーは利用できないことに注意すること。

オ 保守業務

構築したウェブサイトについて、公開開始日から契約期間満了日までのサイト運用期間は、サイトの安全かつ適切な状態での維持管理を、受託者の責任で行うこと。

なお、公開開始日については、別途協議の上決定することとする。

カ アクセス解析

ページごとのアクセス数、利用しているブラウザの種類、アクセス日時等の解析を行い、月次で報告すること。報告の形式については、別途協議のうえ決定する。

キ SEO 対策

サイトへの訪問者を増やし、満足度を最大化するためのSEO対策を実施すること。具体的な対策方法については、委託者と協議して実施すること。

ク 更新

ウェブサイトの更新は、月に1回程度を想定している。(2)に記載するイベント実施後及びその他委託者が指定する関連事業における実績集計後に、委託者と協議・確認の上、作業すること。

ケ その他

契約期間満了後に実施する運用業務委託において、新たな受託者の環境移行作業に協力すること。

7 セキュリティ要件

(1) セキュリティ脆弱性への対策

IPAが公開する「安全なウェブサイトの作り方」等を参考に、起こりうるセキュリティ面の脆弱性に対し、最新の対策をした上で導入すること。その他、情報漏えいや改ざんへの対策が十分に講じられていること。なお、WAF (Web Application Firewall) や仮想パッチ等の、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入することによる対策も可とする。

(2) ウェブサイト全体のHTTPS化

ウェブサーバー上で公開する全てのページ及び管理サイトにおいて、HTTPS通信により暗号化する常時SSL/TLS構成とすること。ページ内に埋め込む部品についても全てHTTPSとし、混合コンテンツとならないよう注意すること。HTTPS通信のために必要となるサーバー証明書は、利用を想定する全てのOSやブラウザにおいて警告なく正常に接続でき、継続的に更新していけるものであれば、有償・無償を問わない。もし有償の証明書を採用する場合は、それにかかる費用を本業務内に含めること。

また、ウェブサーバーはQualys SSL Server TestにおいてA以上の判定となるよう構成すること。

- (3) 情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとに ID を発行し、それぞれに推測困難なパスワードを設定させること。
- (4) アクセス元 IP アドレスによるアクセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、インターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じること。
- (5) 必要に応じて、操作記録の採取を行うこと。
- (6) データのバックアップ体制や緊急連絡先、復旧までの時間について委託者と協議の上、決定すること。

8 著作権の取扱い

- (1) 本業務委託にかかる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は委託者に帰属し、受託者は著作権者人格権の行使をしないこと。
- (2) 制作等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触しないよう努めること。万が一抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (3) 本業務に使用する映像、写真、原稿、イラスト等については、事前の受託者からの承諾なしに、委託者の別の事業の中で使用することがある。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

9 納入成果物

納入成果物については、以下のとおりとし、提出期限及び提出形式については別途協議の上決定する。

- (1) 実施報告書
- (2) 構築したシステム及びウェブサイト設計書類（サイト構成、サーバー仕様等）
- (3) 報告書及び打合せで作成した資料の電子データ（CD-R 又は DVD-R 格納）
（Microsoft Office 等により編集可能なデータも併せて格納すること）
- (4) その他企画検討過程の資料で、委託者が必要と認めるもの

10 委託料の支払い

委託者は、契約期間満了後、受託者からの請求に基づき、委託料を一括して支払うものとする。

11 適用文書等

本業務は、委託者が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- (3) Web ページ作成基準
- (4) 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン
- (5) Web アプリケーションの作成基準
- (6) 「安全なウェブサイトの作り方」第 7 版「セキュリティ実装チェックリスト」

受託者は、ウェブアプリケーションの開発にあたり、可能な限り独立行政法人情報処理推進機能

(IPA) の「安全なウェブサイトの作り方」第7版の「セキュリティ実装チェックリスト」に記載の脆弱性への対策を行うことを必須とする。

※「安全なウェブサイトの作り方」第7版「セキュリティ実装チェックリスト」

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/ug65p900000196e2-att/000044403.xlsx>

- (7) 横浜市ウェブアクセシビリティガイドライン
- (8) 横浜市情報セキュリティ管理規程
- (9) 個人情報取扱特記事項

12 一般事項

- (1) 業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義が生じた場合は、委託者と速やかに協議の上対応すること。
- (2) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理することとする
- (3) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 10 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出することとする。